

特集

運河新時代



輸送手段が車に替わるまで、物資輸送の大部分を担っていた運河。その多くが役目を終えた今、運河を親水空間として変化させ、にぎわいのある場とする動きが全国でみられています。

港湾施設である運河で、どのように規制が緩和されているのか。本号では、小樽運河、天王洲運河をはじめとした全国の運河の事例とともに、運河のまちづくりについて取り上げていきます。



上：アートによるまちづくりが進められている天王洲運河沿いにできた多目的宿泊施設とイベントホールとなる船

下：富岩運河の船だまりを整備した環水公園。美しい景色を見ながらくつろげる場として観光客にも人気を博している

写真提供：(公社)とやま観光推進機構

運河沿いの建物を水面から眺められる人気の小樽運河クルーズ。幻想的な夜のクルーズも楽しめる

各地の運河 01

小樽運河

石造倉庫が立ち並ぶ
運河の街並みを生かした
日本屈指の観光地

昭和61年に運河の半分を埋め立てて整備された散策路

ニシンの好漁場であった小樽は、幕末から海岸を埋め立てた港が次第に整備され、明治2年に場所請負制が廃止されると北前船の往来が急増。商人たちが次々と移転し、商業地が拡大していった。明治15年に石炭を小樽港に輸送するための幌内鉄道が全線開通し、土地の需要が高まって計画的に埋め立て工事が行われるようになり、北浜・南浜町が造成され、石造倉庫が多数建造されるようになった。

小樽港整備の検討が進む中で、海上に埋立地を造成し、海岸との間に水路を形成する運河形式が採用され、大正12年に小樽運河が竣工。運河完成後、小樽港は最盛期を迎え、沖合の船と運河を行き交う舢舨(小型船舶)の数は約600隻にも上ったという。

しかし、小樽港で埠頭の建設が進められ、昭和7年に堺町岸壁が完成すると、埠頭に接岸して直接船から貨物の積み下ろしができるようになり、運河は短期間でその役割を終える。昭和41年、運河を埋め立てて道道臨港線を建設する都市計画が決定すると、同48年に経営者・歴史研究者の越崎宗一氏を会長として「小樽運河を守る会」が発足。この運河論争を契機に、歴史的景観をまちづくりへ生かすことが官民共通の認識となり、歴史的建造物の活用などが提言された。昭和53年には市内の若者たちが運河保存運動の一環として、第1回ポートフェ



散策路には63基のガス灯が設置されている
P.4-5 写真提供：(一社)小樽観光協会

スティバルを開催。昭和58年には運河保存運動の中心となる小樽運河百人委員会が設立され、「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」が制定された。

十数年に及ぶ論争の末、昭和61年に運河の一部が埋め立てられ、竜宮橋から南側の約半分が20m幅となり、散策路等が整備された。また、周辺地区は小樽市より景観地区に指定された。歴史的建造物を再生し、観光まちづくりに活用していく小樽の動きは、その後全国へと広がっていくこととなった。

(参考文献)
・Otaru Next 100実行委員会HP



@ OpenStreetMap

運河を新たな方法で活用し 水辺空間の魅力を引き出す

運河によって生まれた歴史的建造物を観光に生かした小樽運河をはじめ、役割を終えた運河の水辺空間を別の形で生かそうとする取り組みが各地で進められています。運河の特徴や活用のための法整備などについて、名古屋工業大学大学院の秀島栄三教授に話をうかがいました。

秀島栄三氏

名古屋工業大学大学院
都市基盤計画分野研究室 教授



Eizo Hideshima

1966年生まれ。92年京都大学助手。98年名古屋工業大学講師を経て2012年より現職。専門は土木計画、都市計画、政策科学。学外では愛知県都市計画審議会会長、日本都市計画学会副会長などを務める。水辺とまちの入口研究所、ナゴヤSUP推進協議会などの活動を通じてかわまちづくり、みなどまちづくりにいそむ。著訳書に『環境計画－政策・制度・マネジメント』（訳書、共立出版、2008）、『土木と景観－風景のためのデザインとマネジメント』（共著、学芸出版社、2007）などがある。

運河は港湾施設の一部であり 利用には管理者の許可が必要

—水辺に近づいてその景色を楽しんだり、にぎわいの場を創出しようとする動きが河川や運河でみられています。水辺空間の活用にあたり、河川と運河にはどのような違いがあるのでしょうか。

秀島：河川は基本的に自由使用が認められているのに対

し、運河は港湾施設のため、港湾管理者の許可を得ないと利用できない点が大きな違いです。港湾施設では、接岸料や通航料といった料金体系が港湾ごとに細かく決められているため、これまでその港湾施設で行われてこなかったこと、例えばスタンドアップパドルボード(SUP)やカヌー、観光船の運航を行おうとすると、港湾管理者との話し合いが必要になります。河川と比べて運河はそうした手続きが多く求められます。

《 河川と運河の違い 》



河川

- 誰もが自由に利用できる公共の空間で、**自由使用が原則**。
- ただし、その河川の流水や土地を排他的・継続的に使用するなど、**特定の場合には、河川法の許可等が必要になる**。



運河

- **港湾施設の一部**。港湾法により、港湾管理者が管理権を行使する。
- 港湾管理者は、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、管理する公共的責任の主体。港湾法により**管理者になれるのは港湾局と地方公共団体**に限定されている。
- 港湾施設は、港湾区域内および臨港地区内に存在する一定の固定施設、港湾の利用または管理に必要な一定の可動施設。代表的なものとして、
水域施設：航路(船舶の航行する区域)、泊地(船舶が停泊するための区域)
外郭施設：防波堤、防潮堤、護岸、水門
係留施設：岸壁、栈橋、物揚場
 などがある。
- 各港ごとに接岸や入港などにかかる**利用料が細かく決められている**。